

佐賀県道路公社パンフレットへの広告掲載募集

佐賀県道路公社パンフレットに広告を掲載していただける広告主を募集します。
広告を希望される方は、掲載する広告の内容を企画し、ご応募ください。

1 広告媒体の概要

- (1) 対象 佐賀県道路公社パンフレット タイトル:「佐賀県の有料道路」
(2) 配布方法 ・料金徴収所、有料道路沿線の店舗、道の駅、県内観光施設等で観光客等に配布
・県内外で行うイベント事業での配布
(3) 広告の単位 **40,000部**
(発行部数)
(4) 広告期間 平成30年3月頃から平成31年9月まで（概ね1年10カ月程度）

2 広告媒体の規格

- (1) パンフレット規格 A4サイズ（A1サイズ折りたたみ）
(2) 色 4色フルカラー

3 広告枠の位置等

- (1) 1枠あたりの大きさ 縦75mm × 横100mm
(2) 広告枠の位置 地図の両脇（折りたたみ内面）
(3) 募集枠数 15枠
※掲載位置は道路公社で決定させていただきます。
※複数枠の申し込みも可能です。

4 広告掲載料

1枠 30,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ **広告原稿の作成は広告主においてお願いします。** 振込手数料は、広告主負担でお願いします。

5 広告掲載の申し込み

- (1) 募集期間 平成29年11月7日（火）から
(2) 提出書類
・ 広告掲載申込書
・ 広告原稿
・ 事業の概要が分かる書類
(3) 申込対象者
佐賀県内及び有料道路沿線の事業者及び佐賀県道路公社が管理する有料道路の利用促進につながる事業者を優先します。
(4) 申込方法
「佐賀県道路公社パンフレット広告掲載申込書」の内容を記入した上で、添付書類を添えて、佐賀県道路公社 経営管理課あて郵送又は持参してください。（郵送の場合は、封筒に「佐賀県道路公社パンフレット広告掲載申し込み」と記載してください。）
※ 直接提出される場合は、募集期間内の土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに持参してください。
※ 郵送の場合は、下記「問い合わせ先」に 郵送先を記載しています。

6 広告の適否審査及び選定方法

応募いただいた内容を佐賀県道路公社有料広告掲載要綱、佐賀県道路公社有料広告掲載基準により審査します。

掲載に適すると認められる広告の応募が募集した枠数を超える場合は、申込順とします。

審査の結果は、「決定通知書」により広告掲載申込者にお知らせします。

7 その他

・ 広告原稿の提出

(1) 提出期限 決定通知受領後、10日以内。

(2) 提出方法 広告原稿（作成したデータをPDFに変換した電子データ）を電子メール等で提出してください。

・ 広告掲載料の納入方法

広告掲載料は、道路公社の指定する日時までに一括で前納していただきます。

・ 広告掲載料の還付

納入していただいた広告掲載料は還付しません。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかったときは、その全部又は一部を還付します。

※ 詳しくは、「佐賀県道路公社有料広告掲載要綱」及び「佐賀県道路公社有料広告掲載基準」をご覧ください。

問い合わせ先

佐賀県道路公社 経営管理課 担当者 野田

〒849-0925 佐賀市八丁畷町8-1

佐賀総合庁舎2F

TEL 0952-20-2040（直通）

FAX 0952-20-2043

E-mail: dokan-3@vip.saganet.ne.jp

佐賀県道路公社パンフレット広告掲載申込書

平成 年 月 日

佐賀県道路公社 理事長 様

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者役職名・氏名
担当者氏名
電 話
F A X
E-mail

印

佐賀県道路公社パンフレット広告掲載申込について、広告原稿を添付して下記のとおり申し込みます。

記

- 1 業種・事業内容
- 2 広告の内容等
- 3 条件

申込みに当たっては、佐賀県道路公社有料広告掲載要綱及び同基準の内容を遵守するとともに、佐賀県道路公社の指示に従います。

(注)

- 1 必要に応じ、別紙に記載することもできます。
- 2 事業者にあっては事業の概要が分かる書類を添付してください。
- 3 申込者氏名欄には、申込者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申込者が法人の場合は、記名押印に限ります。

佐賀県道路公社有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公社の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。ただし、佐賀県道路公社会計規程（昭和57年佐賀県道路公社規程第8号）の規定に基づき契約に関し一般競争入札の方法によることとされる場合並びに広告掲載に関し別に定めのある場合を除く。

(目的)

第2条 公社の資産への広告掲載は、民間企業等との協働により公社の新たな財源を確保し、利用者サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公社の資産 公社が所有権その他の権利を有し、又は有することとなる財産、物品その他の物件をいう。
- (2) 広告媒体 公社の資産のうち広告募集を行うものをいう。
- (3) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第4条 公社の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告掲載基準)

第5条 広告掲載は、公社の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ公社の資産の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 広告を掲載できる広告主及び広告媒体に掲載できる広告内容に関する基準は、別に定める。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載は有料とし、別に定めがある場合を除き募集にあたっての広告掲載料は、理事長が広告媒体ごとに定める。

(広告媒体、広告の規格及び広告掲載場所等)

第7条 広告掲載を行う広告媒体、広告の規格、広告掲載場所、広告募集方法及び選定方法その他広告事業の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

(広告審査会)

第8条 広告主及び広告内容を審査するため、広告媒体ごとに広告審査会を設置する。

2 広告審査会は、事務局長及び担当の職員で構成し、前項に定める事由が生じた場合に開催する。

3 事務局長は、必要があると認めるときは、広告審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 広告審査会は、広告内容が第5条第2項の基準を満たさない場合には、広告主に対して広告内容の修正を求めることができる。

(広告主の責任)

第9条 広告内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 前項に関する経費は、広告主の負担とする。

3 掲示物等で、設置及び撤去の費用が必要な場合、別に定めがある場合を除き当該経費は、広告主の負担とする。

4 広告主は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、公社に損害を与えた場合は、公社の請求によりその損害を賠償するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、広告掲載料を公社が指定する日までに、公社が発行する納入通知書又は請求書により納付するものとする。

(広告掲載の取消し等)

第11条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときには、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消し、又は中止することができる。

(1) 広告主が公社の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき

(2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき

(3) 広告の申込みに当たって、虚偽の内容があったとき

(4) 広告主の倒産・破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき

(5) 広告主が書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき

(6) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(7) 広告主が第5条第2項の基準に適合しないことが判明したとき、又は広告審査会が同項の基準に適合しないと判断したとき。

(8) 広告内容等について、広告主が第8条第4項の規定に基づく修正を行わないとき、又は修正後の内容がなお第5条第2項の基準に適合しないと広告審査会が判断したとき。

(広告掲載料の返還)

第12条 前条の規定により広告掲載を取り消し、又は中止したときその他広告主の責に帰す理由により広告の掲載ができなかったときは、公社は、納付された広告掲載料を返還しない。

2 公社の責めに帰す理由により、広告の掲載ができなかったとき、又は中止したときは、当該掲載しなかった期間に応じた広告掲載料を広告主に返還する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、公社の資産への広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

2 公社の資産への広告掲載が、この要綱により難しい場合は、必要な事項について理事長が別に定めることができる。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

佐賀県道路公社有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐賀県道路公社有料広告掲載要綱第5条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告主として規制する業種又は事業者)

第2条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に該当するもの
- (5) たばこに関するもの
- (6) とばく（公営競技及び宝くじを除く。以下同じ。）に関する業種
- (7) 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
- (8) 投機的商品に関する業種
- (9) 債権取立て、示談引受け等に関する業種
- (10) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (11) 私的な秘密事項の調査を業とするもの
- (12) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (13) 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれらに類する取引に関するもの
- (14) 募金又は寄付金の募集に関するもの
- (15) 破産者で復権を得ないもの、又は会社更生法もしくは民事再生法に基づく更生若しくは更生の途中のもので、かつ広告を見た者に損害を与えるおそれのあるもの
- (16) 各種法令に違反、若しくは営業等について必要な届出又は許認可を受けていないもの
- (17) 行政機関から指導を受け、改善がなされていないもの
- (18) 県から指名停止措置を受けているもの
- (19) 違法又は不適当な行為により、営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- (20) その他適当でないと広告審査会が認めるもの

(広告内容の一般基準)

第3条次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの

イ法令等に基づく許認可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

ウその他粗悪品等広告掲載が適当でないと思われる商品又はサービスの提供に係るもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの

イ醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの

ウ性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの

エ犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの

オその他社会的秩序を乱すおそれがあるもの

(3) 人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア他人をひぼうし、中傷し、若しくは排斥し、他人の名誉・信用を毀損し、若しくは他人の業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの。

イ人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

ウ第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性のあるもの（選挙に関係するものを含む）。例えば、次のようなものをいう。

ア政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの（政党広告を含む）

イ公の選挙に該当するもの又はそのおそれがあるもの

(5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの。例えば、次のようなものをいう。

ア宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれがあるもの

イ迷信又は非科学的なものに類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの

(6) 社会問題についての主義主張。例えば、次のようなものをいう。

ア個人又は団体の意見広告

イ国内世論が大きく分かれているもの

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 良好な景観の形成及び風致を害するおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア色又はデザイン等が景観と著しく違和感があるもの、意味が不明である等公衆に不快感を起こさせるもの

イ地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの
ウ屋外広告物においては、自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にするおそれがある等、交通安全を阻害するおそれがあるもの

エその他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれがあるもの

(9) 内容又は責任の所在が不明確なもの。例えば、次のようなものをいう。

ア代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの

イ通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払い方法、返品条件等が不明確なもの

ウ通信教育、講習会、塾、学校その他これらに類する名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの

エ外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの

(10) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。

ア誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの

例) 「世界一」、「一番安い」、「当社だけ」等(掲載に際しては、根拠となる資料が必要)

イ投機心又は射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの例) 「最後のチャンス」、「あなただけ」等

ウ社会的に認められていない許認可、保障、賞又は資格等を使用して権威付けようとするもの

エ虚偽の内容を表示するもの

オ法令等に違反する業種・商法・商品

カ国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
ク自己の供給する商品等について、これと競合関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの

ケ商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨し、又は保証する記述があるもの

コ他人名義の広告(別に定めがある場合を除く。)

サ責任の所在が明確でないもの

シ広告の内容が明確でないもの

ス国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、

保証、指定等しているかのような表現のもの（国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証を行っている商品やサービス等に係るものを除く。）

セその他消費者を誤認させるおそれがある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）を含むもの

(11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。

ア水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現

ウ残酷な描写等善良な風俗に反するような表現

エ暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オギャンブル等を肯定するもの

カ青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(12) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと広告審査会が認めるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア品位を損なう表現のもの

イ詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの

ウ私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの

エ債権取立て、示談引受け等に関するもの

オ占い、運勢判断等に関するもの

カ通貨及び郵便切手を模写したもの

キ謝罪、釈明等に関するもの

ク尋ね人、養子縁組等に関するもの

ケ暴力団又は暴力団の構成員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの

コデザイン及び色彩が著しく派手で品位を欠き、広告媒体との調和を損なうと認められるもの

サ県の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの

シその他社会的に不適切なもの

(広告内容の業種別基準)

第4条掲載する広告の表示内容については、次の各号に定める業種ごとの基準に留意するものとする。なお、医療、介護、墓地、古物商・リサイクルショップ等に関するもの又は消費者関連法に抵触するおそれがあるものについては、関係法令等の所管課に確認するものとする。

(1) 人材募集

ア労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していること

イ人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは掲載しない。

ウ人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

(2) 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例) 「1か月で確実にマスターできる」等

(3) 学習塾・予備校・専門学校等

ア合格率等実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する(根拠となる資料が必要)。
イ通信教育、講習会、塾、学校その他これらに類する名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。

(4) 外国大学の日本校

日本の学校教育法に定める大学でない旨を明確に表示すること。

(5) 資格講座

ア民間の講習業者が国家資格でない資格に係る講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は当該資格を有する者を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用せず、当該資格が国家資格ではない旨を明確に表示する。

イ国家資格に係る講座には、その講座だけで国家資格が取れるというようなまぎらわしい表現は使用せず、当該資格取得には、別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示する。

ウ資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

エ受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

(6) 病院、診療所、助産所

ア医療法(昭和23年法律第205号)第6条の5又は第6条の7及び獣医療法(平成4年法律第46号)第17条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

イ提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示はしてはならない。

ウ広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される等その効果を推測的に述べることはできない。

エマークを表示することはできるが、そのマークが示す内容を文字により併せて表記しなければならない。また、赤十字のマークや名称を自由に用いることはできない。

(7) 施術所(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復)

アあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第7条又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

イ施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。

ウ法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、エステティック等)の広告は掲載しない。

(8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具(健康器具、コンタクトレンズ等)広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。

(9) 健康食品、保健機能食品、特別用途食品

広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに表示担当課で広告内容についての了解を得ること。

(10) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

アサービス全般(老人保健施設を除く。)

(イ介護保険法に規定する介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

(ロ広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等一般的なものとする。

(ハ利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

例)「〇〇県事業受託事業者」等

イ老人保健施設

介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

ウ有料老人ホーム

(イ有料老人ホーム設置運営標準指導指針(平成14年7月18日付け厚生労働省老健局長通知)に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

(ロ所管都道府県の指導に基づいたものであること。

(ハ有料老人ホームに関する不当な表示(平成16年公正取引委員会告示第3号)に抵触しないこと。

エ有料老人ホームの紹介業

(イ広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等一般的なものとする。

(ロ利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

(11) 墓地等

市町村長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

(12) 不動産事業

ア広告掲載主体に関する表示には、名称、所在地、連絡先、認可免許証番号等を明記する。

イ不動産の売買や賃貸の広告には、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。

ウ契約を急がせるような表示のものは掲載しない。

例)「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」等

(13) 弁護士・公認会計士・税理士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、顧問先又は依頼者名の表示はしない。

(14) 旅行業

ア 社団法人日本旅行業協会又は社団法人全国旅行業協会の会員に限る。

イ 企画旅行の広告は、登録番号及び所在地等を明記する。

ウ 不当表示に注意する。

例) 「白夜でない時期の「白夜旅行」」、「行程にない場所の写真」等

(15) 通信販売業

ア 会社の概要及び商品カタログ等を検討し、本県が妥当と判断したものに限り掲載する。

イ 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第11条に規定する表示事項はすべて表示すること。

ウ 返品等に関する規定が明確に表示されていること。

(16) 雑誌・週刊誌等

ア 適正な品位を保った広告であること。

イ 見出しや写真の性的表現等は、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。

ウ 性犯罪を誘発・助長するような表現(文言・写真)がないものであること。

エ 犯罪被害者(特に性犯罪や殺人事件等の被害者)の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

オ タレント等著名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。

カ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。

キ 未成年、心神喪失者等の犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。

ク 公の秩序及び善良な風俗に反する表現のないものであること。

(17) 映画・興業等

ア 暴力、とばく、麻薬及び売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。

イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。

ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。

エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張したりした表現等は使用しない。

オ ショッキングなデザインは使用しない。

カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。

キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

(18) 古物商・リサイクルショップ等

ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

イ 一般廃棄物処理業に係る市町村長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理で

きる旨の表示はできない。

例) 「回収」、「引取り」、「処理」、「処分」、「撤去」、「廃棄」等

(19) 結婚相談所・交際紹介業

ア結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。
イ掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(20) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

ア掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
イ主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）する広告は掲載しない。

(21) 質屋・チケット等再販売業

ア個々の相場、金額等の表示はしない。

例) 「〇〇〇のバッグ50,000 円」、「航空券東京～福岡 15,000 円」等
イ有利さを誤認させるような表示はしない。

(22) トランクルーム及び貸し収納業者

ア「トランクルーム」との表示には、倉庫業法（昭和31年法律121号）第25条の規定により認定を受けた優良トランクルームであること。また、その旨を表示すること。

イ「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の趣旨を明確に表示すること。

例) 「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等

(23) ダイヤルサービス

“ダイヤルQ2”のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認の上判断する。

(24) ウィークリーマンション等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を得ていること。

(25) 宝石販売業

虚偽の表現に注意すること。

例) 「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には、通常、メーカー希望価格はない）等

(26) 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

第2条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

(27) その他、表示について注意を要するもの

ア不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134条）第12条の規定により、事業者団体等が表示に関する事項について認定を受けた公正競争規約があれば、その表示規則に従うこと。

イ割引価格

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例) 「メーカー希望小売価格の30%引き」等

ウ比較広告

主張する内容が客観的に実証されていること(根拠となる資料が必要)。

エ無料で参加・体験できるもの

費用がかかることがある場合、その旨を明示すること。

例)「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

オ責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については、固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

カ肖像権及び著作権

無断使用がないか確認すること。

キアルコール飲料

(ア未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

例)「お酒は20歳を過ぎてから」等

(イ飲酒を誘発するような表現の禁止

例)酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等

(ウ飲酒運転禁止の文言を明確に表示すること

例)「飲酒運転は法令で禁止されています」等

(広告審査にあたっての留意点)

第5条本基準により広告を審査する場合には、本基準の文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定や県民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮したうえで、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(広告媒体ごとの基準)

第6条この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

(掲載基準の適用)

第7条この基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正、削除等が必要な場合には、広告主に依頼することとする。広告主は、正当な理由がある場合以外は、修正、削除等に応じなければいけない。

附則

この基準は、平成26年12月1日から施行する。